

令和5年

寒河江市農業委員会第5回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第5回総会

日時 令和5年5月25日(木) 午前9時00分
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木浩之	2番 土田彦雄	3番 渡辺裕之
4番 新宮しのぶ	5番 眞木早百合	6番 奥山浩二
7番 芳賀宏	8番 大泉孝彦	9番 影沢政俊
10番 後藤孝好	11番 氏家理香	12番 菊地ひとみ
13番 猪倉通文	14番 相原稔	15番 片桐道雄
16番 山田和義	17番 菅井孝一	18番 木村三紀

事務局

事務局長	猪倉秀行	事務局長補佐(総括)	芳賀豊彦
事務局長補佐(農地担当)	日下部靖広	総務係主任	木村龍一
農地係主事	芳賀遼太郎		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第17号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第19号 農用地利用集積計画書の審議について
- (4) 議第20号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第17号から議第20号までの議案について一括上程します。

- （1）議第17号 農地法第3条の規定による許可処分について
- （2）議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- （3）議第19号 農用地利用集積計画書の審議について
- （4）議第20号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

以上、議第17号から議第20号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第19号「農用地利用集積計画書の審議について」、10番の後藤孝義委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る5月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件1件を審査しました。

農地法第3条の規定による許可処分について、順位20番です。

「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。

「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、新規就農を希望する譲受人は、島在住の72歳の男性です。

農業を営もうとする理由ですが、営農計画書等によりますと、妻の実家の天童市の畑約200坪で15年程野菜を作っており、今回自宅裏の農地を購入し、野菜や果物（シャインマスカット）を作り、将来はアグリランドでの販売を行いたいとのこと。自宅裏の農地であり、申請書及び営農計画書のとおりであれば、問題はないと判断しました。地区審査でも十分な審査をお願いします。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところ。です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時37分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第17号「農地法第3条の規定による許可処分

について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第17号の農地法第3条の規定による許可処分についてです。8ページをお開きください。

(議案書順位20番朗読)

18日事前審査会があったときに担当委員と担当推進委員で現地確認してまいりました。場所につきましては元の島温泉の向かいの土地になります。譲受人の■■■さんの裏の土地で、その脇に■■■さんの車庫があり、車庫と自宅の間の土地になります。道路側の土地がまた別の人の土地になるのですが、まだ譲ってくれないということで、220㎡の売買になります。

続きまして順位21番。

(議案書順位21番朗読)

こちらの場所につきましては、寒河江地区担当になりますが、三泉地区になります。寒河江から河北町に向かってマイスターのある交差点になります。そこを過ぎて右側に自動車屋さんがあって、その手前の桃畑になります。20番、21番ともに事前審査会にて何ら問題がないと判断し、地区審査でも異議ありませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

大泉委員

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

はい、議長。8番、大泉です。

農地法第3条の規定による許可処分について8ページをご覧ください。順位22番です。

(議案書順位22番朗読)

場所は県道29号線を大江方面に向かって金谷バイパスの上神社交差点付近で、バイパスで分断された残地になります。以前から譲受人の■■■■さんが、譲渡人がこの土地の管理に苦勞していることを見てまして、話しをしてみたところ快く承諾を受けて売買に至ったとのことでした。16日柴橋地区農業委員、推進委員にて現地調査をし、申請通りであれば何ら問題ないと、また、事前審査・地区審査でも異議はありませんでした。続きまして8ページ、順位23番。

(議案書順位23番朗読)

場所は県道458号線の平塩バイパスのセブンイレブンの交差点を南に向かって50m進んだところでございます。申請地の周りは全部譲受人の■■■■さんの農地でありまして、譲渡人の■■■■さんは平塩に住んでおりません。ということから昔から知り合いの譲受人の■■■■さんに渡した、ということがあります。

16日柴橋地区農業委員、推進委員にて現地調査をし、申請通りであれば何ら問題ないと判断し、また、事前審査・地区審査でも異議はありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説

明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位20番から23番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

議第17号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第17号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 はい、議長。3番、渡辺です。

議第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」 10ページをお開きください。

(議案書順位14番朗読)

こちらの土地、高田地研さんの事務所の真向かいの畑になります。15日に山田委員、小野推進委員とともに現地調査をしてまいりました。ご覧のとおり、周りは住宅街で、申請書通りであれば転用になんら問題ないと見てきました。地区審査でも問題ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当))

はい、議長。

順位14番は社員用駐車場用敷地への転用申請となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第18号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第19号「農用地利用集積計画書の審議について」、10番後藤委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

それでは地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

13ページをご覧ください。議第19号「農用地利用集積計画書の審議について」

(議案書朗読)

続いて21ページの集計表をご覧ください。寒河江地区14筆、田が0.99ヘクタール、畑が0.41ヘクタールで、計1.4ヘクタールになります。

農地中間管理事業については、いずれの農地も農用地区域内で、地区の担い手に貸し出されますので地区審査会では異

議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。14ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、21ページ、集計表をご覧ください。

西根地区21筆、田が0.27ヘクタール、畑が0.88ヘクタール、樹園地0.72ヘクタールで、計1.87ヘクタールになります。いずれの農地も農用地区域内で、担い手に貸し出されますので地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

(議案書朗読)

続いて、集計表をご覧ください。

柴橋地区64筆、田が5.52ヘクタール、樹園地0.89ヘクタールで、計6.41ヘクタールになります。いずれの農地も農用地区域内で、担い手に貸し出されますので地区審査会では異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

(議案書朗読)

続いて、集計表をご覧ください。

高松地区22筆、田が3.00ヘクタール、畑が0.36ヘクタール、樹園地0.54ヘクタールで、計3.90ヘクタールになります。醍醐地区2筆、田が0.36ヘクタールで計0.36ヘクタールになります。いずれの農地も農用地区域内で、担い手に貸し出されますので地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員、お願いします。

菊地委員

はい、議長。12番、菊地です。

(議案書朗読)

続いて、集計表をご覧ください。

白岩地区2筆、田が0.14ヘクタール、樹園地0.06ヘクタールで、計0.20ヘクタールになります。いずれの農地も農用地区域内で、担い手に貸し出されますので地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第19号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第19号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

関係委員に申し上げます。議第19号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 次に、議第20号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（総括）） はい、議長。

議第20号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」説明いたします。

（議案書朗読）

以上、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」最適化活動に関する事務局からの説明を終了いたします。

木村議長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」の説明がありましたが、これを最後に出してくれということか。

事務局（事務局長補佐（総括）） はい、そうです。

木村議長 別紙様式3に詳細な日数が記入されたものですが、これを最後に事務局に提出とのことがありました。さらに全体としての評語、加え下の方に総会で出された意見とありますけれども、それを決定するために意見を求めます。代表しまして、農業振興常任委員長の相原委員。このあたりは得意な分野ですのでひとつよろしくお願いします。

相原委員 全体としての達成率というか、そういったものが出ているのはわかるのですが、委員自ら点検して評価するということ

はどこかに記載して提出するという事なのか。

事務局（事務局長補佐（総括））様式3の2の点検評価ということで、印刷された箇所について評価をしていただくこととなります。そのため総会で出された意見、自己の点検・評価についてお願いしているところです。

相原委員 評語というものがちょっとよくわからないけれども、「よくできました」とか「まあまあでした」、「もう少し努力しましょう」ということが評語ということなのですね。

事務局（事務局長補佐（総括））はいそうです。資料記載のとおり評語ということで今お願いいたしております。

相原委員 西部地区の集積状況や遊休農地の解消について成績は今一で低い数値となっています。我々の努力不足ということもありますが、いろいろとやる人が増えていないといったところでなかなか難しい点が特に西部地区の中山間地域に現れているのではないかと思います。最適化の活動日数について実績報告書にこまめに書くといったことはありますが、書こうとは思っているのだが、遠慮があり日数が少なくなってしまったかな、と反省しております。日数報告が始まって2、3年しか経過していませんので、まだまだ慣れていないところもあるんですけれども、努力して慣れていこうと思います。

木村議長 ありがとうございます。次に新宮委員をお願いします。

新宮委員 それぞれ自分の名前の別紙様式3があるのですが、これに今書いて提出していくということなのですか。

木村議長 そうなる。委員会による点検評価もあるわけですが、自己の点検評価、活動実績が普通とか残念とか、もう少し努力とか、そういったところで書けばよいのではないのか。

新宮委員 全体の目標を自分の意見ということですね。

(しばらく委員での協議)

木村議長 今説明しているのは様式3を提出してもらうために言っていることでありまして、この場で記入の上、終わってから提出してもよいか。

事務局（事務局長補佐（総括））はい。終わってからで結構です

木村議長 それでは、退席するまで総会が終わったら提出するという
ことをお願いします。それぞれよろしいでしょうか。

芳賀委員 それでは質問します。

木村議長 はい、芳賀委員どうぞ。

芳賀委員 自己の点検評価の活動についての評価は活動日数なりで数値がわかりますが、評価実績というのはどれを見て、どのように考察すればよいものか。成果目標の達成状況を見て評価実績に対する点検評価を実施するのでしょうか。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（総括））はい、おっしゃるとおり後者の方を見ながらとなります。

芳賀委員 表を見ながら評価の実績を自分なりに点検評価するというポイントで文言を書くということによろしいでしょうか。

事務局（事務局長補佐（総括））あくまでも地区ごとの全体の目標を人数で按分した目標に対しての按分した実績を今回参考としまして記入いたしております。記載いただきましたら結構です。

芳賀委員 この表題が令和5年度となっていますが…

事務局（事務局長補佐（総括））令和5年度に行う点検・評価ということで、対象は令和4年度です。

相原委員 すいません質問させていただきます。自己の点検評価については成果目標の達成状況を見て書くのでしょうか？

木村議長 この自己点検評価というのは、自分が良かったか悪かったかということとであって、自分の場合は、活動実績は「良」、成果目標は「普」としている。具体的にはないが、3年間で残念であったのは、各地区の遊休農地があるが、その解消がなかったのが残念であって、これはこれから遊休農地の解消に努めるということで一応まとめている。このような内容でいいんだね。（事務局に承諾を求める。）

事務局（事務局長補佐（総括））はい。

木村議長 私は何も難しく考えなくてよいと思っている。

（委員協議）

木村議長 議第20号農用地の目標については、御覧のような内容で

よろしいでしょうか。ほかに意見在りませんか。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第20号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第20号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時26分

令和5年5月25日

第5回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 4番委員 新宮しのぶ

議事録署名委員 14番委員 相原稔